

## リーディング企業成長助成補助金 対象経費

事業区分	経費区分	補助対象経費内訳	補助率 補助限度額
新技術・新商品開発事業	謝 金	委員、専門家等謝金	2/3以内  500万円
	旅 費	委員、専門家等旅費、職員旅費	
	直接人件費	研究開発に従事する職員の直接作業時間	
	研究開発費	研究開発に使用する原材料費、機械装置または工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術指導受入費、構築物の購入・建造・改良・据付け。借用・保守又は修繕に要する経費	
	事 務 費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、当事業で発明した特許等の申請に要する経費、雑役務費	
	委 託 費	新技術・新商品開発事業の一部を委託する経費	
	設備導入費	研究開発に使用する設備の購入、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費	
販路開拓事業	謝 金	委員謝金、専門家謝金	2/3以内  500万円
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費	
	事 務 費	会議費、会場借用料、展示会等参加料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、会場整備費、保険料、ホームページ作成費	
	委 託 費	販路開拓事業の一部を委託する経費	
生産性向上事業	謝 金	委員、専門家等謝金	2/3以内  500万円
	旅 費	委員、専門家等旅費、職員旅費	
	事 務 費	会議費、会場使用料、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費	
	委 託 費	生産性向上事業の一部を委託する経費	
	設備導入費	生産性向上のために使用する設備の購入、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費	
	特許使用料	生産性向上事業に使用する特許の使用に要する経費	

※事業区分ごとに対象経費が異なりますのでご注意ください。

※補助対象外の経費はご参考までに次頁に記載しておりますので、ご確認ください。

<補助対象外経費>

以下の経費については、補助事業の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

- (1)事業所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費や電話代等
- (2)商品券等の金券購入に係る経費
- (3)雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- (4)飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (5)不動産の購入、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用、駐車料金
- (6)税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う経費又は訴訟等のための弁護士費用
- (7)振込手数料
- (8)公租公課(消費税を含む)
- (9)借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (10)汎用性があり、補助対象事業以外に使用し得るもの(パソコン、プリンタなど)
- (11)販売や営利活動(商品の販売を伴う展示会事業等)に係る経費
- (12)上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費